

平成28(2016)年度

入間市の予算



観光大使「いるティー」

平成28年4月

入間市 財政課

も く じ

○「入間市の予算」作成にあたって	1
○平成28年度は、こんな事業を進めます	2
○数字で見る入間市の予算	
平成28年度予算総額	3
一般会計	4
特別会計と企業会計	6
一般会計「歳入」の説明	11
一般会計「歳出」の説明	18
○予算編成から決算まで	20
○主な補助金	21
○他市との財政指標の比較	22
○入間市の財政健全化指標について	24

「入間市の予算」作成にあたって

市民の皆様には、日ごろから市のまちづくりに対して深いご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本年度もここに「入間市の予算」をお届けするにあたり、ごあいさつ申し上げます。

入間市においては、最終年度となる第5次総合振興計画に掲げる基本理念に基づき、後期基本計画及び行財政改革を推進しつつ、「充実した生活都市 入間市」の実現に向けて各施策を推進してまいります。

平成28年度の入間市の財政状況は、歳入では市税が僅かに回復し、地方消費税交付金も増額となるものの、必要な施策を推進するためには、引き続き財源不足となる見込みであります。このため、臨時財政対策債、適債事業の活用並びに財政調整基金からの繰り入れにより財源不足の調整を図りました。

歳出では、事業の優先性、公約事業の実現化などを考慮し編成しました。

特に、投資的経費については、中橋歩道拡幅整備事業、都市計画道路整備事業、民間保育所増改築補助金など、実施計画との整合性に配慮し限られた財源の有効配分に留意しつつ、積極的な事業推進を図っています。一方、経常的経費については、人件費の抑制に努めながらも、地域型保育給付事業を増額するなど、子育て支援関連予算をさらに拡充しました。

なお、本年、入間市は、市制施行50周年の節目の年を迎えました。この記念すべき年を市民の皆様とともに祝うため、「簡素な中にも創意工夫により入間市らしさをアピールできる事業」を基本的な考えとし、「今、未来が始まるとき。入間市制50周年」をキャッチフレーズに、記念式典をはじめ、様々な記念事業や冠事業等を市民と協働で実施してまいります。

この「入間市の予算」は、市民の皆様には今年度の予算と事業のあらましを、できるだけわかりやすく説明しておりますので、ご覧いただき、市政に対する更なるご理解とご協力をお願いいたします。



平成28年4月

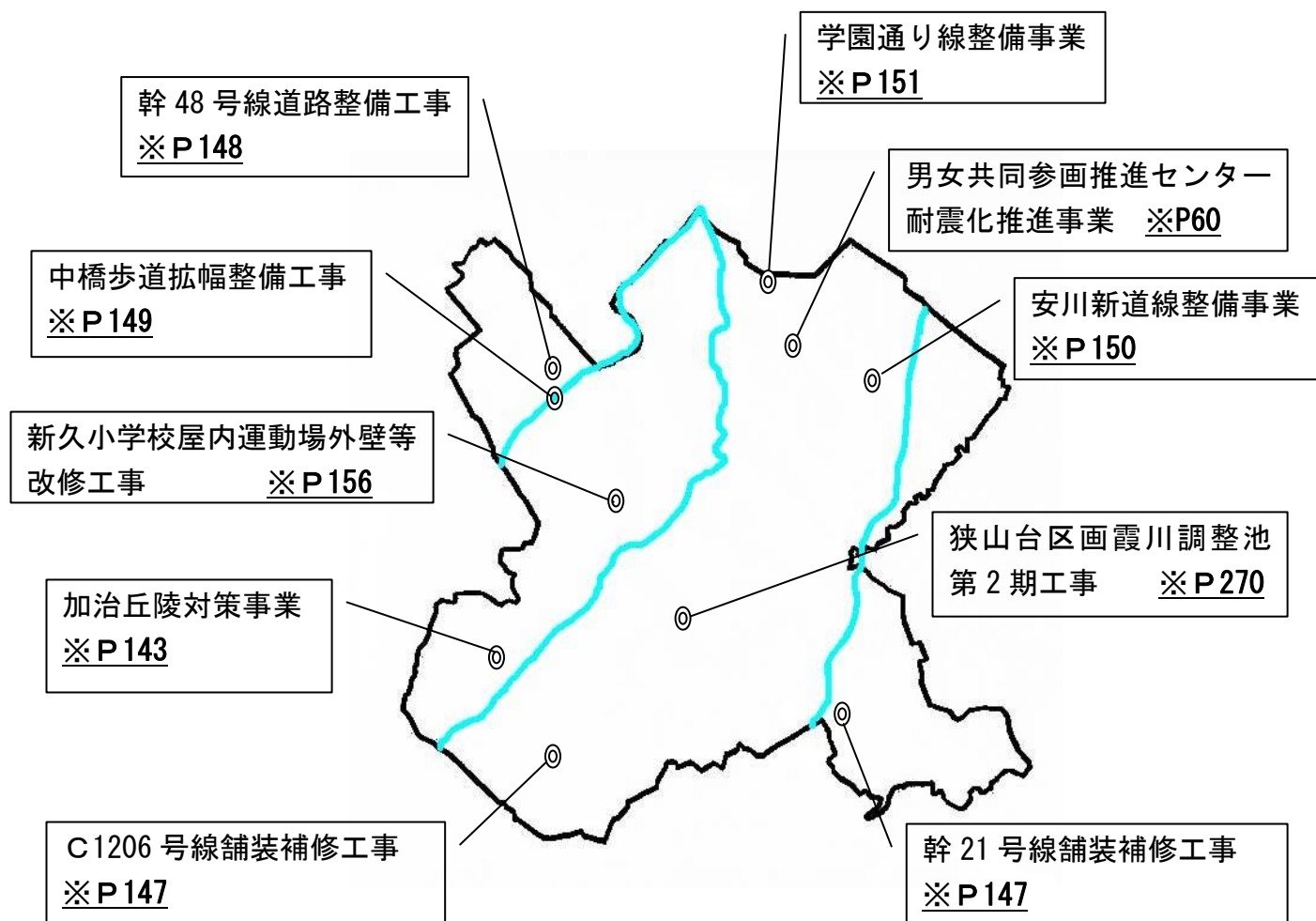
入間市長 田中 龍夫

平成28年度は、こんな事業を進めます

◎歳出の主な事業については 別冊の「平成28年度予算の概要」をご覧ください。

「平成28年度予算の概要」は市役所市政情報コーナー、各支所で無料配布しています。また、市公式ホームページでもご覧になれます。

http://www.city.iruma.lg.jp/zaisei/zai_yosan/017050.html



その他主な事業

◎市制施行50周年記念事業

- ・市制施行50周年記念式典 ※P49
- ・NHK公開放送関係費 ※P51
- ・タイムカプセル開封事業 ※P174
- ・ワンデーマーチ補助金 ※P179
- ・夏期巡回ラジオ体操事業 ※P180
- ・タイムカプセル埋設収納品展示事業 ※P190
- ・写真展実施事業 ※P191
- ・「入間の第九」演奏会事業費補助金 ※P203

◎シティセールス推進事業 ※P141

上図の※P〇〇は、別冊「平成28年度予算の概要」のページ番号です。

数字で見る入間市の予算

平成28年度の予算総額は、

794億9,602万円 です。

4月1日から翌年の3月31日までの1年間を**会計年度**といい、市がいろいろな仕事の計画を立てたり、事業を実施したりするにあたっての基本となっています。

予算は、市長の考え方や政策が反映されたものであり、市の行政の設計書ともいえるものです。そのうち**歳入**は、税金などの収入がどれくらいあるかを見積もったもので、**歳出**は、それを使いみちごとに割り振ったものです。

区 分		平成28年度予算額	平成27年度予算額	増減額	増減率
一 般 会 計		403億6,700万円	391億円	12億6,700万円	3.2%
特 別 会 計	国民健康保険	191億 763万円	197億3,680万円	-6億2,917万円	-3.2%
	後期高齢者医療	15億4,372万円	14億8,633万円	5,738万円	3.9%
	介護保険	90億2,334万円	87億 677万円	3億1,657万円	3.6%
	武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業	8,358万円	1億3,311万円	-4,953万円	-37.2%
	入間市駅北口土地区画整理事業	5億4,700万円	4億7,202万円	7,498万円	15.9%
	扇台土地区画整理事業	5億1,100万円	5億 360万円	740万円	1.5%
	狭山台土地区画整理事業	3億1,902万円	1億9,956万円	1億1,946万円	59.9%
	計	311億3,529万円	312億3,819万円	-1億 290万円	-0.3%
小 計		715億 229万円	703億3,819万円	11億6,410万円	1.7%
企 業 会 計	水道事業	45億4,401万円	40億9,101万円	4億5,300万円	11.1%
	下水道事業	34億4,972万円	34億1,979万円	2,993万円	0.9%
	計	79億9,373万円	75億1,080万円	4億8,293万円	6.4%
合 計		794億9,602万円	778億4,899万円	16億4,703万円	2.1%

* 各会計で1万円未満を四捨五入しているため、合計額と一致しない場合があります。

※この表は、「当初予算」を比較したものです。

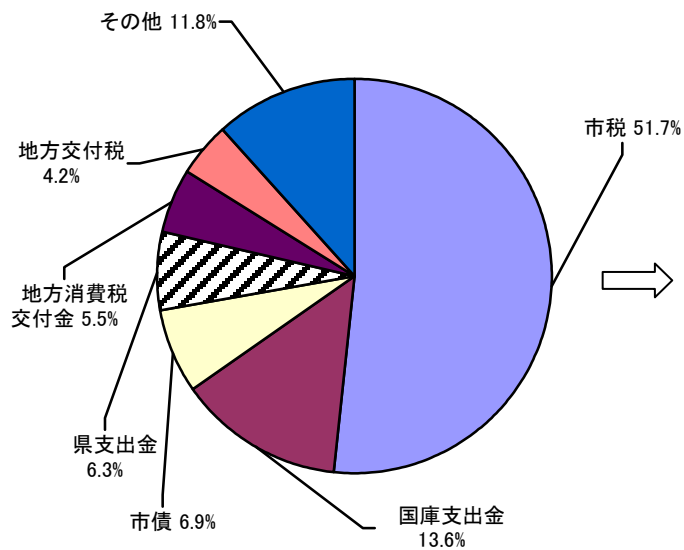
※このほかに、年度の途中で緊急的な事項に対応するため、「補正予算」と呼ばれる予算を組んで、財政運営を行っておりますので、決算時の予算額とは異なります。

一般会計

403億6,700万円

一般会計は、市の予算の中心となるもので、福祉、教育、道路、公園の整備などのお金はこの中から出し入れします。

歳入

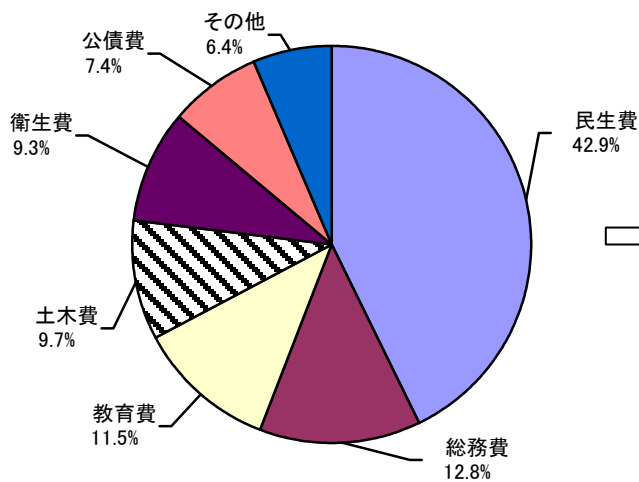


市民一人当たりの市税

139,511円

※市税を人口149,593人
(平成28年1月1日現在)で割ったもの

歳出



市民一人当たりの予算

269,846円

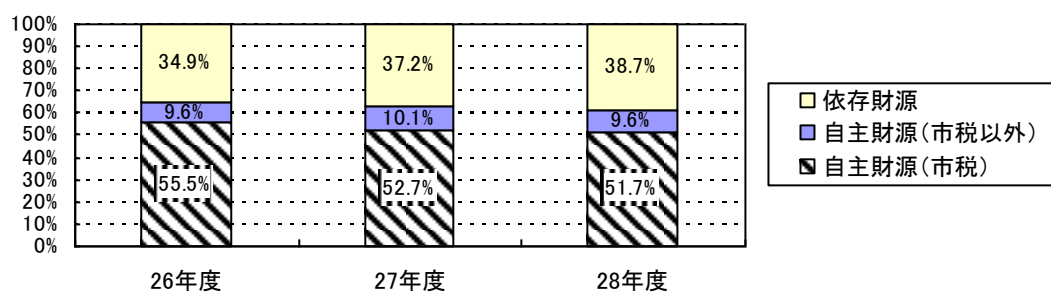
※歳出総額を人口149,593人
(平成28年1月1日現在)で割ったもの

◇自主財源と依存財源

市の歳入(収入)のよりどころを財源といい、このうち税金のように市が自分で集めるものを**自主財源**、国や県からもらう補助金などを**依存財源**といいます。

自主財源の割合が高ければ、それだけ自主的、安定的に事業が進められますが、景気回復の遅れなどにより自主財源の大半を占める市税の割合が減少傾向です。

自主財源	244.6 億円	245.5 億円	247.6 億円
依存財源	131.2 億円	145.5 億円	156.1 億円



平成28年度 財源の内訳

区分	予算額	構成比
自主財源	247 億 6,333 万円	61.3%
市税	208 億 6,994 万円	51.7%
分担金及び負担金	5 億 7,586 万円	1.4%
使用料及び手数料	6 億 7,203 万円	1.7%
財産収入	1 億 2,475 万円	0.3%
寄附金	1,539 万円	0.0%
繰入金	12 億 1,468 万円	3.0%
繰越金	6 億円	1.5%
諸収入	6 億 9,069 万円	1.7%
依存財源	156 億 367 万円	38.7%
各種交付金等	30 億 7,100 万円	7.6%
地方交付税	16 億 9,500 万円	4.2%
国庫支出金	54 億 9,492 万円	13.6%
県支出金	25 億 4,395 万円	6.3%
市債	27 億 9,880 万円	6.9%
計	403 億 6,700 万円	100.0%

※1万円未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

③介護保険特別会計

90 億 2,334 万円

支援や介護が必要であると認定された人が、自立した日常生活をおくることができるように、各種サービスを提供するとともに、地域包括支援センターの運営や介護予防事業等の地域支援事業を実施するものです。

(1万円未満を四捨五入しています。)

歳入

保険料	23 億 5,979 万円
国・県支出金	30 億 3,745 万円
支払基金交付金	24 億 3,606 万円
一般会計等からの繰入金	11 億 7,893 万円
その他	1,111 万円

歳出

保険給付費	85 億 2,352 万円
地域支援事業費	3 億 8,780 万円
その他	1 億 1,202 万円



土地区画整理事業特別会計

14 億 6,060 万円

道路、公園、下水道などの施設を配置しながら、整った快適な街並みをつくっていく事業です。完成までには、長い年月と多額の費用がかかり、関係する皆様のご理解とご協力が必要となります。
(1万円未満を四捨五入しています。)

④武蔵藤沢駅周辺地区(年度:昭和61～平成29年度、面積:62.7ha) 8,358 万円

歳入	歳出
一般会計からの繰入金 8,300 万円	事業費 5,316 万円
その他 58 万円	その他 3,042 万円
	平成 28 年度末進捗率(予定) 99.5%

⑤入間市駅北口地区(年度:平成3～34年度、面積:20.4ha) 5 億 4,700 万円

歳入	歳出
国からの補助金 6,600 万円	事業費 4 億 8,460 万円
一般会計からの繰入金 4 億 7,000 万円	その他 6,240 万円
その他 1,100 万円	
	平成 28 年度末進捗率(予定) 56.5%

⑥扇台地区(年度:平成5～34年度、面積:78.6ha) 5 億 1,100 万円

歳入	歳出
保留地処分金 1,900 万円	事業費 4 億 5,061 万円
国からの補助金 5,400 万円	その他 6,039 万円
一般会計からの繰入金 4 億 3,000 万円	
その他 800 万円	
	平成 28 年度末進捗率(予定) 34.0%

⑦狭山台地区(年度:平成5～28年度、面積:81.2ha) 3 億 1,902 万円

歳入	歳出
保留地処分金 1 億円	事業費 3 億 49 万円
一般会計からの繰入金 2 億 1,800 万円	その他 1,853 万円
その他 102 万円	
	平成 28 年度末進捗率(予定) 96.8%

2 企業会計

企業会計は、市が設置し、経営している地方公営企業に関する会計であり、水道事業及び下水道事業が対象となります。

水道事業会計

45 億 4,401 万円

(水道事業費用＋資本的支出)

収益的収入及び支出	資本的収入及び支出
水道事業収益 31 億 4,024 万円	資本的収入 1 億 656 万円
水道事業費用 26 億 9,610 万円	資本的支出 18 億 4,791 万円

業務の予定量(平成 28 年度)

給 水 戸 数:6 万 6,600 戸

年間総給水量:1,623 万 6,000 m³

一日平均給水量:4 万 4,482 m³

※主な建設改良事業

【平成 27・28 年度 継続事業】

寺竹送水管整備事業その2 総事業費 3 億 639 万円

【平成 27・28・29 年度 継続事業】

寺竹配水場建設事業 総事業費 13 億 8,281 万円

【平成 28・29 年度 継続事業】

寺竹送水管整備事業その3 総事業費 1 億 3,941 万円

八津池団地内配水管布設替工事 総事業費 1 億 2,354 万円

* **収益的収入及び支出**とは、経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用をいいます。

* **資本的収入及び支出**とは、将来の経営活動に備えて行う建設改良や借金(企業債)償還金等の支出とその財源となる加入金や負担金などの収入をいいます(収入額が支出額に対し不足する額は積立金等で補てん)。



下水道事業会計

34 億 4,972 万円

(下水道事業費用＋資本的支出)

収益的収入及び支出		資本的収入及び支出	
下水道事業収益	24 億 438 万円	資本的収入	2 億 2,533 万円
下水道事業費用	23 億 3,435 万円	資本的支出	11 億 1,537 万円

業務の予定量(平成 28 年度)

水洗化戸数:5 万 3,830 戸

年間総排水量:1,557 万 7,100 m³

一日平均排水量:4 万 2,677 m³

※主な建設改良事業

汚水管渠布設工事	総事業費	1,966 万円
汚水管渠更生工事	総事業費	6,502 万円



- * **収益的収入及び支出**とは、経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用をいいます。
- * **資本的収入及び支出**とは、将来の経営活動に備えて行う建設改良や借金(企業債)償還金等の支出とその財源となる企業債や負担金などの収入をいいます(収入額が支出額に対し不足する額は内部に貯えられた資金で補てん)。

一般会計「歳入」の説明

1 市税

ア 市民税

- ① 個人(現年課税分82億788万7千円・滞納繰越分1億8,377万5千円)
- 均等割 3,500円
- 所得割 課税所得金額の6%
- 退職所得 課税所得金額の6%
- ② 法人(現年課税分12億4,797万4千円・滞納繰越分400万5千円)
- 均等割 50,000円～3,000,000円(資本金等により1号法人から9号法人に分類)
- 法人税割 ・平成26年10月1日以後を開始日とする事業年度の税率
12.1%・10.9%・9.7%
・上記以前の事業年度の税率
14.7%・13.5%・12.3%

イ 固定資産税

- ① 固定資産税(現年課税分86億3,065万9千円・滞納繰越分1億3,936万1千円)
- 税率 1.4%
- ② 国有資産等所在市町村交付金(6,651万4千円)

ウ 軽自動車税(現年課税分2億2,596万2千円・滞納繰越分365万8千円)

- 原動機付自転車 50cc以下2,000円、90cc以下2,000円、125cc以下2,400円、ミニカー3,700円
- 小型特殊自動車 農耕作業用2,400円、その他のもの5,900円
- 二輪の小型自動車 6,000円
- 軽自動車 二輪3,600円、三輪3,900円、四輪以上乗用営業用6,900円、乗用自家用10,800円、貨物営業用3,800円、貨物自家用5,000円

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得された新車の軽三輪・四輪車のうち、一定の環境性能を有する車両は、その燃費性能に応じて平成28年度に限り、通常の税率からおおむね75%、50%又は25%軽減された税率が適用されます。

※平成27年3月31日以前に新規取得された新車の軽三輪・四輪車は、特例により旧税率が適用されます。ただし、最初の新規検査から13年を経過した車両は重課税率が適用されます。

(旧税率)

三輪 3,100 円、四輪以上乗用営業用 5,500 円、乗用自家用
7,200 円、貨物営業用 3,000 円、貨物自家用 4,000 円

(重課税率)

三輪 4,600 円、四輪以上乗用営業用 8,200 円、乗用自家用
12,900 円、貨物営業用 4,500 円、貨物自家用 6,000 円

エ 市たばこ税 (現年課税分8億3,825万7千円)

一 般 1,000本につき5,262円

旧3級品 1,000本につき2,925円

※ 旧3級品とは、「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、
「ウルマ」、「バイオレット」の6品目です。

オ 鉱産税 (現年課税分3千円)

税率 0.7%

カ 特別土地保有税(滞納繰越分1千円)

保有分 1.4%、取得分 3.0%、免税点 5,000㎡未満

キ 都市計画税(現年課税分13億13万5千円・滞納繰越分2,174万4千円)

税率 0.25%

2 地方譲与税

地方自治体の財源とされているもののうち、課税の便宜上その他の事情から徴収事務を国が代行し、地方自治体へ譲与する税を地方譲与税といいます。

ア 地方揮発油譲与税

地方揮発油税は、ガソリンに対し、揮発油税と併せて課されている税金です。昭和30年度に地方道路譲与税が創設され、道路延長などをもとに都道府県及び政令指定都市へ、さらに、昭和51年度からは市町村へも市町村の道路の延長及び面積で按分されて、道路特定財源として配分されていましたが、道路特定財源の見直しに伴い、平成21年度から名称が地方揮発油譲与税と改められると共に、使途制限が廃止され、一般財源として譲与されることとなりました。

なお、現在は、100分の58が都道府県及び政令指定都市分で、100分の42が市町村分となっています。予算額は、7,900万円を見込んでいます。

イ 自動車重量譲与税

自動車重量税は、昭和46年度から、自動車検査証の交付を受ける自動車等はその重量に応じて課税される税金で、その1000分の407が市町村の道路の延長及び面積で按分され、市町村へ配分されています。

また、道路特定財源の見直しに伴い、平成21年度からは使途制限が廃止され、一般財源として譲与されることとなりました。予算額は、2億1,900万円を見込んでいます。

3 県税交付金

県税交付金とは、地方税法の規定に基づき、県が徴収した税のうちの一定部分を県内の市町村（政令指定都市含む）に交付する制度で、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金があります。

ア 利子割交付金

昭和63年度から、銀行預金利子などの利子等にかかる住民税については、金融機関等から県税として納税されることになりました（これを県民税利子割といいます）。この税収の約5分の3の金額が県内に所在する市町村に交付されます。

予算額は、2,500万円を見込んでいます。

イ 配当割交付金

平成16年1月1日以降、上場株式などの配当等に対して、県税が課税されることになりました（これを県民税配当割といいます）。この税収の約5分の3の金額が県内に所在する市町村に交付されます。予算額は、1億3,500万円を見込んでいます。

ウ 株式等譲渡所得割交付金

平成16年1月1日以降に発生した、源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）内の上場株式などの譲渡益等に対して県税が課税されることになりました（これを県民税株式等譲渡所得割といいます）。この税収の約5分の3の金額が県内に所在する市町村に交付されます。予算額は、9,600万円を見込んでいます。

エ 地方消費税交付金

地方消費税交付金は平成9年度に創設されたもので、都道府県に収入された地方消費税のうち、2分の1に相当する額が県内に所在する市町村に交付されます。

平成26年4月1日より消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率が1%から1.7%になりました。また、現行の地方消費税を除く、地方消費税の増収分は社会保障財源化されます。

予算額は、22億300万円を見込んでいます。

オ ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者に課される税金で、平成元年度から、それまでの娯楽施設利用税の課税対象施設をゴルフ場に限定したものです。県の税収のうち、70%の金額が、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。予算額は、5,000万円を見込んでいます。

カ 自動車取得税交付金

自動車取得税は、昭和43年度に地方道、特に市町村道の整備を促進する財源として創設されたもので、自動車の取得に対して課される税金です。県の税収から県が取扱費として5%を控除した残りの95%のうち、その70%は県内所在の市町村に交付され、市町村の道路の延長及び面積により按分されます。残りの

30%は政令指定都市が国県道の管理を行うことから県内所在の政令指定都市に交付されます。

また、道路特定財源の見直しに伴い、平成21年度からは使途制限が廃止され、一般財源として交付されることとなりました。予算額は、8,700万円を見込んでいます。

キ 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）

基地交付金は、米軍や自衛隊の施設が市町村の区域に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するために、使途の制限のない一般財源として、施設等所在市町村に対して、毎年度交付されます。予算額は、4,800万円を見込んでいます。

4 地方特例交付金

地方特例交付金は、住宅ローン減税に伴う補てん財源として交付されるもので、予算額は、1億800万円を見込んでいます。

5 地方交付税

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。このうち、その大部分を占める普通交付税は、地方自治体が標準的な行政運営を行うために必要な一般財源額を合理的に算定した額である「基準財政需要額」から、市税や地方譲与税などの一般財源の額を一定の方法によって算定したものである「基準財政収入額」を差し引いたその差額（財源不足額）に応じて交付されるものです。

なお、この差額（財源不足額）がマイナスとなる場合、財源超過団体（不交付団体）となり、普通交付税は交付されません。

平成28年度の普通交付税交付額は、14億2,000万円を見込んでおります。また、特別交付税は、2億7,500万円を見込んでおります。

なお、平成13年度から発行している臨時財政対策債（※）は、16億円を見込んでおります。

※ 臨時財政対策債について

臨時財政対策債は、地方財政の財源不足を補てんするため、従来、地方交付税により交付されていた額の一部が、地方債に振り替えられたもので、平成13年度から発行が認められた地方債です。

なお、その元利償還金の100%が後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

6 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、増加する交通事故に対処するため、地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置及びその管理に要する経費に充てるため昭和43年に創設されたもので、交通反則金に係る収入見込額から通告書送付費支出相当額を控除した金額が、過去2カ年の交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長をもとに都道府県及び市町村に交付されます。予算額は、2,100万円を見込んでいます。

7 分担金及び負担金

分担金は、一般的に地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける者に対し、その受益を限度として公権力に基づいて賦課徴収する金銭です。

また、負担金は、国や地方公共団体が特定の事業を行う場合、その経費の全部又は一部に充てるために、その事務・事業の実施により特に利益を受けるなど特別の関係を持つ者に対して、国や地方公共団体が負担を命ずる公法上の金銭給付義務です。予算額は、5億7,585万6千円を見込んでいます。

8 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、いずれも地方公共団体が特定人のためなんらかの便益を与えることによる特定人の受益に着目して、その事務のため地方公共団体が支弁する経費の全部又は一部を応益的に負担させるものです。予算額は、6億7,202万7千円を見込んでいます。

9 国庫支出金

国庫支出金には、国が地方自治体の行う特定の事務事業の円滑な運営を期するために、国が義務的に支出すべき国庫負担金、国が奨励的ないし財政援助的意図に基づいて交付する国庫補助金、及び本来は国が行うべき事務を、国民の利便、経費の効率化等の観点から地方自治体に委託する場合に、その経費の全額が交付される国庫委託金があります。予算額は、54億9,492万2千円を見込んでいます。

10 県支出金

県支出金には、県が地方自治体の行う特定の事務事業の円滑な運営を期するために、県が義務的に支出すべき県負担金、県が奨励的ないし財政援助的意図に基づいて交付する県補助金、及び本来は県が行うべき事務を、県民の利便、経費の効率化等の観点から地方自治体に委託する場合に、その経費の全額が交付される県委託金があります。予算額は、25億4,395万2千円を見込んでいます。

1 1 財産収入

財産収入は、地方公共団体が有する財産を貸付け、私権を設定し、出資し、交換し、又は売払いしたことによって生ずる現金収入です。予算額は、1億2,475万3千円を見込んでいます。

1 2 寄附金

寄附金は、当該地方公共団体以外の者から受ける金銭（物品又は財産は予算に無関係）の無償譲渡で、用途を特定しない一般寄附金とその用途を限定した指定寄付金があります。予算額は、1,539万円を見込んでいます。

1 3 繰入金

繰入金は、一般会計、他の特別会計及び基金又は財産区会計の間において、相互に資金運用するためのものです。予算額は、12億1,468万円を見込んでいます。

1 4 繰越金

繰越金は、地方自治法第233条の2の規定により、各会計年度において決算剰余金が生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならないと規定されています。予算額は、6億円を見込んでいます。

1 5 諸収入

諸収入は、地方債のほか、前記1～12までの歳入に性質上区分されたものの以外の収入です。予算額は、6億9,068万5千円を見込んでいます。

1 6 市債

市債は、市の借金といわれるように、地方公共団体の資金調達方法の一つであるとともに、次のような機能を持っています。予算額は、総額27億9,880万円を見込んでいます。

（1）世代間の負担を公平化する機能

学校・公園・道路などの公共施設を建設する場合、その効用は長期間にわたるため、将来の住民も便益を受けることとなります。そこで、これらの建設経費について、その財源のすべてを建設当時の税收等に求めるのではなく、一部を市債で賄い、それらの元利償還金の支払い財源に将来の税收を充てることにより、住民負担の世代間の公平を図ることができます。

（2）財政支出と財政負担の年度間調整を図る機能

地方公共団体が災害復旧事業や大規模事業などを実施する場合、比較的短期間

に多額の経費を要することがあります。これらを一般財源のみで賄うことは、他の行政施策の推進に大きな支障を及ぼすこととなります。そこで、市債の発行により所要の資金を調達し、円滑に実施するとともに、元利償還金という形で後年度に財政負担を平準化することができます。

（３）一般財源を補完する機能

税制改革による減収や景気低迷による地方財源不足を補うため、市債の発行により、本来一般財源をもって措置されるべき不足額を臨時的に賄う場合などが相当します。このような臨時的な市債については、その元利償還金の全部又は一部が、後年度の地方交付税の算定において基準財政需要額に算入されることとなっており、これにより、一般財源としての補完機能が高められています。

一般会計「歳出」の説明

1 議会費

議会費は、議会の活動に要する経費で、議員報酬、議会運営費、政務活動費及び事務局費等が計上されます。予算額は、2億9,112万1千円を計上しています。

2 総務費

総務費は、(1)全般的な管理事務、企画調整事務、財政・財務管理に要する経費等、(2)地方公共団体の共通経費で、他の款の事業又は事務の増減変化に特に関係なく、通常必要とされる経費で、本庁舎、出先機関、財産の維持管理、戸籍、統計、徴税、選挙、職員の人事（公平を含む。）等に要する経費、(3)他の款に区分できない経費（多面的でいずれの款の事業又は事務として区分困難な退職手当、選挙費、統計調査費等）が計上されます。

予算額は、51億7,539万8千円を計上しています。

3 民生費

民生費は、住民が一定水準の生活と安定した社会生活を保障するのに必要な経費であり、これには、具体的に社会福祉、障害者、高齢者、児童福祉、生活保護及び災害救助関係の経費が計上されます。

予算額は、173億1,645万9千円を計上しています。

4 衛生費

衛生費は、住民が健康にして衛生的な生活環境を保持するための経費で、主として計上される項目は、環境衛生費、公害対策費、健康福祉センター費、予防費、清掃費等が計上されます。予算額は、37億5,320万1千円を計上しています。

5 労働費

労働費は、労働者のための勤労福祉センター管理に要する経費、労働福祉の観点からの勤労者住宅取得対策事業等に要する経費が計上されます。

予算額は、4,214万7千円を計上しています。

6 農林水産業費

農林水産業費は、農業委員会費、農業振興を図るため優良品種の野菜及び優良茶等の生産技術向上に努め安全安心の農産物の生産、畜産振興、農地費等が計上されます。予算額は、1億5,760万5千円を計上しています。

7 商工費

商工費には、商工業の振興及び観光事業等の経費が計上されます。予算額は、1億9,068万8千円を計上しています。

8 土木費

土木費に計上される歳出予算は、土木管理関係人件費、土木共通事務等に要する経費並びに道路橋りょう費、土地区画整理費、下水道費、緑化推進費、住宅費等です。予算額は、39億2,898万1千円を計上しています。

9 消防費

消防費には埼玉西部消防組合への負担金、消防団の活動費等が計上されます。予算額は、18億3,803万円を計上しています。

10 教育費

教育費には、教育委員会、小・中学校、社会教育等のすべての教育関係の費用が計上されます。予算額は、46億2,537万5千円を計上しています。

11 公債費

公債費には、現在未償還の公債についての(1)元金、(2)利子、(3)一時借入金の利子などの償還金が計上されます。予算額は、29億9,693万6千円を計上しています。

12 諸支出金

諸支出金には、行政目的を有しない経費のみが計上されます。予算額は、2万2千円を計上しています。

13 予備費

予備費は、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため計上されます。予算額は、5,103万7千円を計上しています。

※歳出の主な事業については、別冊の「平成28年度予算の概要」をご覧ください。

「平成28年度予算の概要」は市役所市政情報コーナー、各支所で無料配布しています。また、市公式ホームページでもご覧になれます。

http://www.city.iruma.lg.jp/zaisei/zai_yosan/017050.html

予算編成から決算まで

予算は、次のような流れでつくられ、使われます。はじめから終わりまで、約2年かかります。

前年度	9月	3か年実施計画の作成	1 担当課の意見をもとに、企画課で向こう3年間の大きな事業の予定を立てます。
	10月	予算見積書作成	2 担当課で翌年度に必要な費用と財源を見積ります。
	11月	各課ヒアリング	3 財政課が、新年度に予定する事業の内容を担当課から聴き取り、収入と支出の見込みや必要性・緊急性などを判断し、事務事業を選択します。
	1月	査定	4 市長、副市長との間で内容を査定します。
	2月	当初予算案作成	5 予算案を冊子としてまとめます。
	3月	議会の議決	6 市議会で審議を行った後、議決により決定します。
当該年度	4月	予算の配当	1 担当課に予算額の割り振りをします。
		予算の執行	2 金額や内容に応じて、課長、部長、副市長あるいは市長までの決裁を得てから、収入や支出をします。
	3月	補正予算	3 年度の途中で急に必要となった費用などに対応するために、当初予算の内容の一部を見直すもので、議会で決定します。
翌年度	4月 ～5月	出納整理期間	1 収入や支出について、最終的な整理を行います。
	6月	決算書作成	2 前年度の収入と支出の結果をまとめ、監査委員のチェックを受けます。
	9月	決算の認定	3 前年度の予算をどう使ったか、議会の最終チェックを受けます。

主な補助金

市から各種団体や事業に支出している補助金について、平成28年度の主なものを予算額でみると、次のようになっています。市では、補助金が有効に使われるように、団体の事業内容に応じた補助金を支出しています。

(単位万円、1万円未満を四捨五入しています。)

	補助団体・補助事業	平成28年度 補助金額	平成27年度 補助金額	比較増減
議会費	政務活動費	504	528	-24
総務費	区長会補助金	670	670	0
	入間万燈まつり実行委員会補助金（他に商工費215）	770	670	100
	国際交流協会補助金	525	525	0
	交通安全対策推進協議会補助金	700	700	0
	防災訓練奨励費補助金	440	440	0
	防犯灯維持管理費補助金	4,734	4,866	-132
民生費	社会福祉協議会支援事業	10,600	9,500	1,100
	地域活動支援センター事業	13,741	13,875	-134
	老人クラブ補助金	686	706	-20
	人間ドック等助成事業（後期高齢者）	1,610	1,456	154
衛生費	衛生自治会補助金	657	695	-38
	環境の保全及び創造に資する助成事業	780	780	0
	浄化槽設置整備事業補助金	1,230	3,967	-2,737
	市民清掃デー実施事業	333	333	0
	資源再利用奨励事業	1,231	1,231	0
労働費	シルバー人材センター補助金	1,028	1,028	0
農林水産業費	農業振興推進事業	591	424	167
	環境保全型農業推進事業	113	113	0
	農業まつり事業	119	119	0
商工費	商業振興事業補助金	2,920	2,820	100
	空き店舗活用創業支援事業補助金	330	0	皆増
	工業会補助金	149	149	0
	観光協会補助金	1,150	1,122	28
	創業支援事業補助金	400	0	皆増
土木費	建築物耐震改修等促進事業	100	100	0
消防費	消防団運営交付金	238	167	71
教育費	学校教育支援事業	239	240	-1
	私立幼稚園就園奨励費補助事業	22,139	22,200	-61
	公民館文化活動事業	90	90	0
	文化団体補助金	172	172	0
	体育協会等補助金	790	690	100

※入間市が交付する補助金の詳細（平成26年度決算額）については、市公式ホームページで公開しています。

<http://www.city.iruma.lg.jp/zaisei/12028/017084.html>

他市との財政指標の比較（平成26年度決算）

市の台所事情を表す「財政指標」には、さまざまなものがありますが、代表的で比較的わかりやすいものを示しました。順位は、県内の40市のうちで、入間市がどの位置にあるかという目安を示したもので、優劣を比較するものではありません。

財政力指数0.929位

通常確保できると考えられる収入(基準財政収入額)

標準的な仕事をするのに必要と見込まれる支出(基準財政需要額)

標準的な仕事を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示した指標であり、市の懐ぐあいを表すものです。

単年度で「1」を超える場合には、国からの援助(普通交付税といい、国の税金の一部を収入が不足するまちに割り振るものです。)がなくなります。また、数字が大きいほど余裕があることになります。

※ 上記により算出した率を3ヵ年(24年度～26年度)平均した数値

1戸田市1.19

6川越市0.95

6所沢市0.95

9入間市0.92

12狭山市0.90

17鶴ヶ島市0.87

19東松山市0.86

20日高市0.85

24坂戸市0.83

24ふじみ野市0.83

28飯能市0.79

34富士見市0.76

40秩父市0.60

平均0.85

公債費負担比率10.0%11位

公債費を賄うための一般財源

一般財源(市税など使いみちの限られていない収入)総額

+臨時財政対策債及び減収補てん債

公債費(借金の返済額)の状況から、財政運営の弾力性を測定する指標です。言い換えると、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかを判断する指標でもあります。

指標が低い方がそれだけ一般財源に余裕があり、新たなサービスを始め、臨時の出費に対応できるということになります。

1戸田市5.8

4所沢市9.0

6日高市9.1

8狭山市9.5

10東松山市9.9

11入間市10.0

14鶴ヶ島市10.3

16ふじみ野市10.6

19坂戸市11.4

20飯能市11.6

25富士見市12.3

30川越市12.8

40さいたま市16.8

平均11.5

経常収支比率91.8%25位

経常的経費(毎年欠かさず必要となる支出)を賄うための一般財源

経常一般財源(市税など使いみちの限られていない収入のうち、毎年繰り返し入ってくるもの)

+減収補てん債及び臨時財政対策債

人件費や公債費、扶助費(福祉施設の入所に伴う費用など)等、毎年必要になる支出で、容易に切り詰めることが難しいものの割合のことです。低い方がそれだけ余裕があり、新たなサービスを始め、臨時の出費に対応できるということになります。

1本庄市84.0

8富士見市88.4

12ふじみ野市89.0

21坂戸市90.3

23東松山市91.6

25入間市91.8

27飯能市92.2

28狭山市92.4

32日高市93.6

35川越市94.2

36鶴ヶ島市94.4

37所沢市94.5

40さいたま市96.7

平均90.6

人口一人あたりの人件費

44,966円

4位

人件費(市議会議員や職員に支払う給与など)

人口(平成27年1月1日現在)

市議会議員や職員の給料など、その年の人件費を市の人口で割ったもので、少ない方が市民サービスに回せるお金が多くなります。



1	草加市	41,273
3	富士見市	44,152
4	入間市	44,966
13	東松山市	47,646
15	ふじみ野市	48,263
17	坂戸市	48,712
20	日高市	49,037
21	所沢市	49,121
24	狭山市	49,818
30	川越市	51,953
33	鶴ヶ島市	55,954
34	飯能市	57,335
40	秩父市	65,267
	平均	50,319

人口一人当たりの地方債残高

215,484円

8位

地方債現在高

人口(平成27年1月1日現在)

地方債現在高を、市の人口で割ったものです。

金額の少ない方が将来にわたっての負担が少なくなります。地方債の発行等を計画的に実施することにより、財政負担を抑制することができます。



1	所沢市	166,696
2	戸田市	186,746
5	富士見市	201,699
8	入間市	215,484
17	狭山市	250,302
18	日高市	253,906
19	鶴ヶ島市	259,786
21	ふじみ野市	271,319
22	東松山市	272,597
23	川越市	279,293
28	坂戸市	294,551
37	飯能市	352,415
40	秩父市	471,527
	平均	273,374

入間市の借入金の状況は？

平成27年度末の見込みで、一般会計をはじめすべての会計を合わせて約444億5千万円の借入れがあり、市民一人当たりでは、約30万円になります(人口149,593人(平成28年1月1日現在)で割ったもの)。

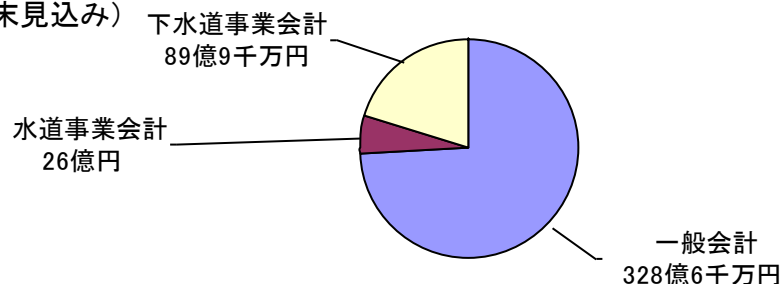
借入れの内訳は、下図のとおりですが、実際はこれに利子を加えた金額を分割払い(5～30年間)で返済していくことになります。

公共施設のように、何十年も利用される施設を借金しないで建設したとすると、当座の資金繰りが難しくなるだけではなく、建設時に住んでいる市民だけが大きな負担をすることになってしまいます。

そこで、一般の住宅ローンと同じように借入金を活用し、毎年少しずつ返済していくことによって、将来にわたってその施設を利用する市民が負担を分かち合うようにしています。

借入金の内訳

(平成27年度末見込み)



入間市の財政健全化指標について

財政健全化指標は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく各地方公共団体の財政の健康状態を示す指標であり、算定後速やかに公表することになっています。

この事を“人”に例えると・・・

“入間市は、体の中の重要な部分である「財政」について、毎年健康診断を受診することになっています。検査項目は、下表①～⑤の 5 つです。これらの検査項目にはそれぞれ「警戒ライン」が定められ、この基準を超えると「財政健全化計画」又は「経営健全化計画」という治療計画を立てて、健康な状態になるよう努めなければなりません。そして、この検査結果は市民の方に公表されます。”

・・・ということになります。

それでは、入間市の「財政」の健康診断結果を見てみましょう。

《入間市の「財政」の健康診断結果》

・下記の表のとおり、平成26年度入間市の財政は、健康な状態であることが確認できました。

健 全 化 判 断 比 率				⑤資金不足比率	
①実質赤字 比率	②連結実質 赤字比率	③実質公債費 比率	④将来負担 比率		
—	—	1.0%	8.8%	(水道事業) —	(下水道事業) —
警戒ライン 12.08%	警戒ライン 17.08%	警戒ライン 25.0%	警戒ライン 350.0%	警戒ライン 20.0%	警戒ライン 20.0%

※ 比率が生じない場合（つまり赤字や資金不足が無い場合）は「 — 」で表示することになっています。

※ 警戒ラインを超えてしまうと、「財政」が健康な状態ではないので治療が必要です。

《結果をふまえて》

平成26年度の入間市の「財政」は、健康な状態であることが確認できました。

今後も、この結果に安心することなく、「財政」の健康状態を良好に維持していけるよう、日々努めてまいります。

《検査の内容》～いずれも、数値が大きいほど良くない状態です。

①実質赤字比率～一般会計等の赤字の大きさを示す指標です。

福祉・教育・まちづくり等を行う一般会計等（一般会計のほか、武蔵藤沢駅周辺土地地区画整理事業特別会計、入間市駅北口土地地区画整理事業特別会計、扇台土地地区画整理事業特別会計、狭山台土地地区画整理事業特別会計を含む）の赤字額が、市の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合であるのかを示すものです。財政運営の悪化の度合いがわかります。したがって、赤字額が無い場合（黒字の場合）は「健康な状態」であり、比率が発生せず、「—」表示することになっています。

②連結実質赤字比率～市全体の赤字の大きさを示す指標です。

市の全ての会計（10会計）を対象とし、赤字額の合計から黒字額の合計を引いて残った赤字額が、市の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合であるのかを示すものです。市全体の財政運営の悪化の度合いがわかります。赤字額が無い場合（黒字の場合）は「健康な状態」であり、比率が発生せず、「—」表示することになっています。

③実質公債費比率～市の返済額の大きさを示す指標です。

借金の返済金である公債費（それに準ずるものを含む）が、市の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。この比率が低いほど、一般財源の自由度が高くなります。この比率は、3ヶ年（24・25・26年度）の平均値です。

（参考：埼玉県内40市のうち、2番目に低い数値でした。）

④将来負担比率～今後、市が支払わなければならないものの大きさを示す指標です。

市の一般会計等の借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高が、市の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。将来の財政を圧迫する可能性の度合いがわかります。この比率が低いほど、将来の負担が少ないといえます。

（参考：埼玉県内40市のうち、3番目に低い数値でした。）

⑤資金不足比率～水道及び下水道事業の資金不足を示す指標です。

公営企業会計（水道事業会計・下水道事業会計）の資金不足額が、公営企業会計の事業規模である料金収入等の規模に対して、どのくらいの割合であるのかを示すものです。公営企業の経営状態の悪化がわかります。資金不足額が無い場合は「健康な状態」であり、比率が発生せず、「—」表示することになっています。



元気な入間

生き生きいるま 人・まち・自然